

# 4メートル未満の道路に面して 建物などを建築される方へ

私たちの身近にある生活道路は、日常の人や車の通行という本来の目的以外に通風、採光、日照などの生活環境の確保や災害時の避難、防火など防災上でも重要な役割を持っています。

しかし、町内の生活道路の中には幅員4メートルに満たない道路（狭あい道路）があり、機能上さまざまな問題を抱えています。

そこで当町では、建築基準法に定められている4メートルの道路幅員を確保し、安心して暮らせる安全で快適なまちづくりを進めるため、「朝日町狭あい道路後退用地等整備要綱」を制定しています。

## 《対象となる路線》

- ・ 建築基準法第42条第2項の規定により、特定行政庁が指定した道
- ・ その他町長が必要と認めた幅員4メートル未満の道

これらの道路に面した敷地で、新築や増・改築（建替え）などを行う際に、建築主や関係権利者の協力と承諾を得て、建物や門・塀の位置を後退していただき、法令で定められた4メートルの幅員まで道を広げることが目的です。

このため、後退部分の用地内にある門や塀などの撤去費用の一部、測量等の経費の一部を町が助成し、後退した部分については町が舗装整備をする等の制度ですので、4メートル未満の道路に面して建物などを建築される方は、事前にご相談ください。

パンフレットは産業建設課窓口にて配布しています。（ホームページにも掲載中）

□問い合わせ先 産業建設課 377-5658

## 安心して農地の貸し借りを!!

### ～農用地の利用権設定申込～

町では、農地を安心して貸し借りができる制度があります。新たに農地を貸そう、借りようとお考えの方は、農業経営基盤強化促進法に基づき農用地の利用権設定等促進事業、農地利用集積事業を行っています。

この制度の特色は・・・

- ①貸し手、借り手の希望を聞いて町が作成した契約書により貸し借りを行います。
- ②約束の期間で確実に返してもらえます。（離作料を支払う必要はありません）
- ③継続の手続きをすれば、繰り返し貸し借りが出来ます。

農地を持っているが耕作できない方や規模拡大を求める農家は、この制度を利用して、遊休農地解消のためにご協力をお願いします。

\* 来年度の作付分より設定を行いたい方は **締め切り 7月29日（金）まで**  
（利用権設定等の申込は、随時受け付けています。）

\* 対象は市街化調整区域内の農地です。

\* 借り手側には一定の条件が必要になります。（詳細についてはお問い合わせください）

申し込み方法は、朝日町農業委員会（産業建設課377-5658）にお問い合わせください。

## 朝日町男女共同参画基本計画 策定のための「住民意識調査」

### ～アンケート調査のお願い～

このたび、朝日町における男女共同参画基本計画の策定を検討するにあたり、三重県の事業を受けて、男女共同参画に関するアンケート調査を行うこととしました。

この調査は、無作為に抽出した朝日町内の**満20歳以上の男女1,500人を対象**に実施するもので、調査結果は朝日町の計画策定等の際の基礎資料となります。

お手元に調査票が届いた際には、ご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

【調査方法】 郵送にて配布・回収

【配布予定】 8月上旬

問い合わせ先

三重県 生活・文化部 男女共同参画・NPO室  
059-224-2225